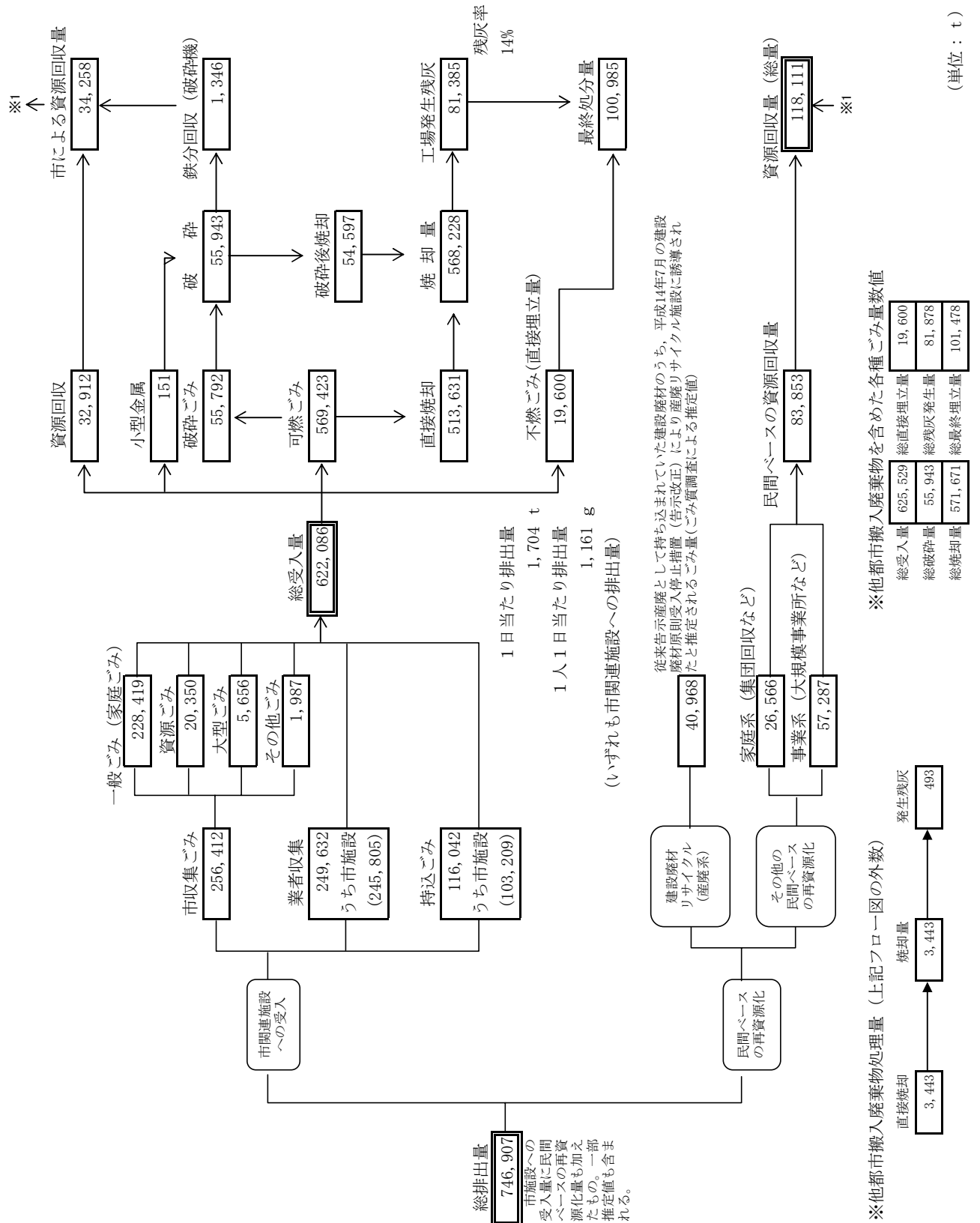


第5 ごみ処理

第5 ごみ処理

1 処理実績

(1) ごみ処理フロー図（平成19年度実績）



(2) 収集実績（市施設の総受入量）

年度 月別	総受入量	平均日量	市 収 集			
			家庭ごみ 収集	資源ごみ収集		大型ごみ 収集
				缶・びん・ペ ットボトル	その他の 資源ごみ	
10 (1998)	797,314	2,184	325,918	18,245	137	6,596
11 (1999)	799,826	2,191	320,924	16,982	154	7,146
12 (2000)	818,274	2,242	315,076	17,036	239	7,867
13 (2001)	780,618	2,139	297,535	16,756	248	6,254
14 (2002)	722,770	1,980	291,197	17,135	432	6,266
15 (2003)	713,569	1,955	290,106	17,879	596	6,507
16 (2004)	704,446	1,930	283,479	17,791	942	6,139
17 (2005)	691,336	1,894	278,665	17,981	1,466	6,174
18 (2006)	668,518	1,832	262,660	16,169	1,711	6,296
19 (2007)	622,086	1,704	228,419	13,875	6,475	5,656
4 月	52,056		19,852	1,036	149	489
5 月	55,353		21,431	1,305	159	511
6 月	51,745		19,296	1,183	152	438
7 月	55,544		21,380	1,144	136	460
8 月	53,000		19,890	1,595	153	490
9 月	49,185		17,675	1,220	147	423
10 月	53,190		18,880	1,144	821	514
11 月	52,087		18,263	1,006	936	486
12 月	56,586		18,351	1,165	1,076	560
1 月	47,624		18,802	1,126	954	341
2 月	44,697		16,428	948	867	372
3 月	51,019		18,171	1,003	925	572

(単位：t)

市収集		業者収集	持 込	1 世帯 1 日排出量		1 人 1 日排出量	
その他 ごみ収集	合 計			世帯数 (世帯)	(g)	人 口 (人)	(g)
5,280	356,176	270,285	170,853	607,312	3,597	1,466,555	1,489
4,773	349,979	259,151	190,696	613,125	3,574	1,466,675	1,494
4,571	344,789	265,321	208,164	620,327	3,614	1,467,785	1,527
3,640	324,433	268,802	187,383	626,879	3,412	1,468,743	1,456
3,936	318,966	267,495	136,309	632,866	3,129	1,469,061	1,348
3,427	318,515	263,592	131,462	639,319	3,058	1,468,944	1,331
2,951	311,302	258,200	134,944	645,480	2,990	1,468,401	1,314
2,523	306,809	254,398	130,129	653,253	2,899	1,474,811	1,284
2,618	289,454	256,933	122,131	660,638	2,772	1,472,511	1,244
1,987	256,412	249,632	116,042	665,348	2,562	1,468,588	1,161
24	21,550	20,762	9,744				
44	23,450	21,514	10,389				
36	21,105	20,245	10,395				
18	23,138	21,485	10,921				
132	22,260	20,777	9,963				
80	19,545	19,928	9,712				
28	21,387	21,274	10,529				
59	20,750	21,006	10,331				
1,513	22,665	23,709	10,212				
15	21,238	19,303	7,083				
12	18,627	18,494	7,576				
26	20,697	21,135	9,187				

※世帯数・人口はいずれも 10 月 1 日現在

(3) 処理実績（市内からの総排出量）

	市による処理										
	焼 却			埋 立			資源回収				H 合計 (A + B + C + E + F)
	A ビット 搬入	B 破碎	小計	C 不燃物	焼却 残灰	D 小計	E 破碎機 からの 鉄分回 収	焼却残 灰から の鉄分 回収	F その他 資源回 収	G 小計	
10 (1998)	658,569	69,711	728,280	48,194	120,963	169,157	2,648	964	18,192	21,804	797,314
11 (1999)	660,809	88,009	748,818	33,540	127,120	160,660	2,923	504	14,545	17,972	799,826
12 (2000)	663,219	101,225	764,444	36,770	128,024	164,794	4,020	0	13,040	17,060	818,274
13 (2001)	633,434	95,510	728,944	34,303	121,341	155,644	2,586	0	14,785	17,371	780,618
14 (2002)	616,071	60,372	676,443	21,706	111,055	132,761	1,618	0	23,003	24,621	722,770
15 (2003)	608,219	60,864	669,083	22,776	109,075	131,851	1,682	0	20,028	21,710	713,569
16 (2004)	590,556	61,951	652,507	25,594	104,681	130,275	1,517	0	24,828	26,345	704,446
17 (2005)	580,606	60,217	640,823	23,530	99,316	122,846	1,576	0	25,407	26,983	691,336
18 (2006)	559,940	60,067	620,007	19,924	94,157	114,081	1,554	0	27,033	28,587	668,518
19 (2007)	513,631	54,597	568,228	19,600	81,385	100,985	1,346	0	32,912	34,258	622,086
4 月	43,358	4,818	48,176	1,722	7,213	8,935	129	0	2,209	2,158	52,056
5 月	45,969	5,161	51,130	1,809	7,303	9,112	127	0	2,287	2,414	55,352
6 月	42,521	4,764	47,285	1,889	6,431	8,320	101	0	2,470	2,571	51,745
7 月	46,098	5,145	51,243	1,709	7,200	8,909	107	0	2,485	2,592	55,554
8 月	44,036	4,698	48,734	1,576	7,295	8,871	105	0	2,585	2,690	53,000
9 月	40,562	4,379	44,941	1,510	5,779	7,289	113	0	2,622	2,735	49,186
10 月	43,353	4,851	48,204	1,653	6,314	7,967	105	0	3,228	3,333	53,190
11 月	42,104	4,692	46,796	1,722	6,945	8,667	122	0	3,447	3,569	52,087
12 月	47,014	4,837	51,851	1,580	7,758	9,338	137	0	3,018	3,155	56,586
1 月	40,426	3,205	43,631	1,299	6,851	8,150	94	0	2,600	2,694	47,624
2 月	36,406	3,655	40,061	1,550	5,563	7,113	89	0	2,996	3,085	44,696
3 月	41,784	4,392	46,176	1,581	6,734	8,315	117	0	3,146	3,263	51,020

(単位：t)

(単位：t)

民間による資源回収				総排出量 (H+L)	市による 再生利用 率 (%) (G/H×100)	民間も含 めた再生 利用率 (%) $\frac{(G+J+K)}{(H+J+K)} \times 100$	処理処分 量 (A+B+C)
I 建設廃材 リサイク ル	J 家庭系	K 事業系	L 合計				
—	—	—	—	—	2.7	—	776,474
—	—	—	—	—	2.2	—	782,358
—	—	—	—	—	2.1	—	801,214
—	21,495	56,144	77,639	858,257	2.2	11.1	763,247
36,581	24,635	55,675	116,891	839,661	3.4	13.1	698,149
42,098	25,471	55,263	122,832	836,401	3.0	12.9	691,859
35,466	23,885	54,621	113,972	818,418	3.7	13.4	678,101
37,086	24,242	55,253	116,581	807,917	3.9	13.8	664,353
43,769	24,686	55,779	124,234	792,752	4.3	14.6	639,931
40,968	26,566	57,287	124,821	746,907	5.5	16.7	587,828

※I建設廃材リサイクル

従来告示産廃として持ち込まれていた建設廃材のうち、平成14年7月の建設廃材原則受入停止措置(告示改正)により産廃リサイクル施設に誘導されたと推定されるごみ量(ごみ質調査による推定値)。再生利用率には含まない。

※J民間による資源回収 家庭系

古紙の集団回収など

(4)「京都市循環型社会推進基本計画～京(みやこ)のごみ戦略21～」に掲げる数値目標の進捗状況

	上記 記号	実 績 値		目 標 値	
		13年度 (基準年度)	19年度	22年度 (中間目標)	27年度 (目標)
総排出量 (t)	M	858,257	746,320	810,700	803,500
基準年度からの削減率 (%)		—	△13.0	△5.5	△6.4
再生利用率 (%)	O	11.1	16.3	25.0	27.0
処理処分量 (t)	P	763,247	587,828	598,000	574,400
基準年度からの削減率 (%)		—	△23.0	△22.0	△25.0
最終処分量 (t)	D	155,644	100,985	51,600	49,100
基準年度からの削減率 (%)		—	△35.1	△67.0	△69.0

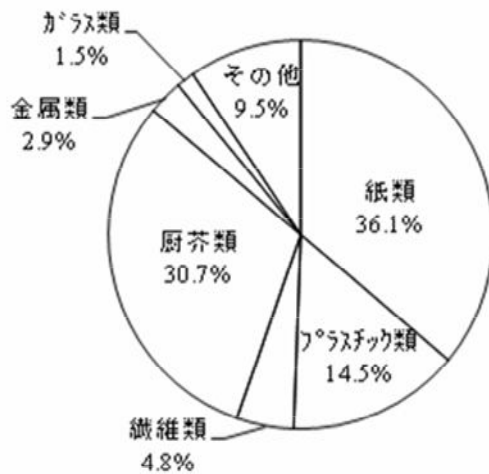
※「再生利用率」は、集団回収、店頭回収などの民間主体の再生利用も含めたものである。

(5) ごみの組成分析

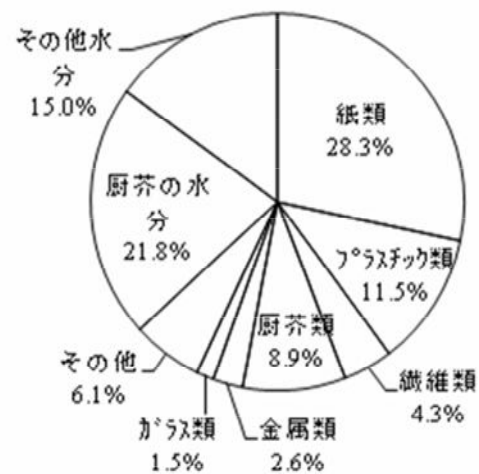
ア 家庭ごみ

a 物理的組成

(平成 19 年度)



<湿重量組成>

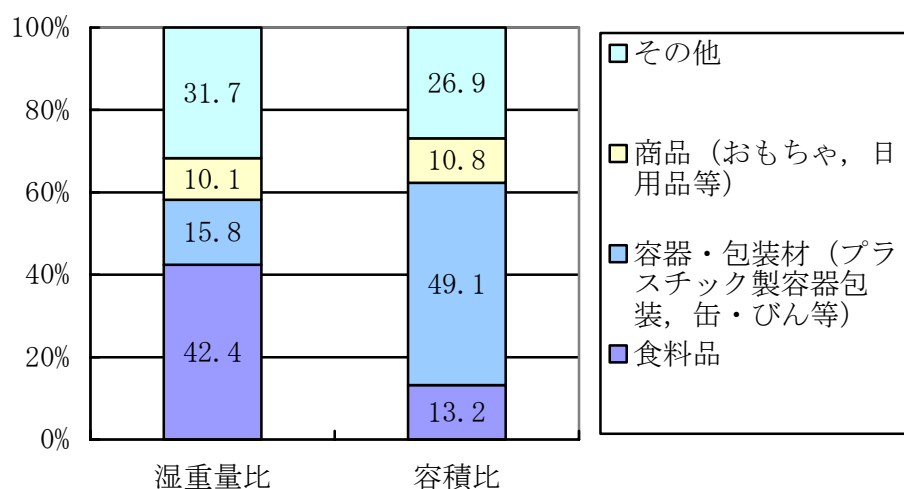


<乾重量組成>

b 物理的組成の経年変化

年 度		26	36	46	56	61	8	13	18	19
組成区分		1951	1961	1971	1981	1986	1996	2001	2006	2007
可燃物	紙・セロファン類	6.9	20.7	27.6	25.6	26.1	29.3	32.4	34.9	36.1
	木材・わら類	10.6	8.4	2.2	1.0	1.5	0.8	0.8	0.8	0.9
	繊維類	1.8	1.9	5.5	3.2	3.0	4.5	3.3	6.3	4.8
	ゴム・皮革	0.8	1.5	0.3	0.8	0.8	0.9	0.6	0.7	0.9
	プラスチック類	0.1	1.1	11.2	13.6	12.9	14.4	15.7	16.0	14.5
	厨 芥 類	20.5	20.1	32.5	43.8	43.0	38.1	38.9	29.9	30.7
	その他可燃物	3.4	1.2	-	2.0	2.3	2.5	1.6	4.7	5.7
	小 計	44.1	54.9	79.3	89.9	89.6	90.5	93.3	93.3	93.6
不燃物	金 属 類	1.4	2.3	3.9	3.6	3.8	3.0	1.9	2.4	2.9
	土砂・陶磁器・灰	53.2	40.2	7.0	1.5	1.7	2.3	2.3	2.9	2.0
	ガ ラ ス 類	1.2	2.6	9.8	5.1	4.9	4.2	2.5	1.4	1.5
	小 計	55.9	45.1	20.7	10.1	10.4	9.5	6.7	6.7	6.4
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

c 排出前使用用途別組成



d 化学成分の経年変化

単位：％（湿重量比）

年度	成分	水分	可燃物	灰分	低位発熱量 (kcal/kg)	見掛比重 (kg/L)
36	(1961)	36.3	31.8	31.9	1127	-
46	(1971)	40.1	38.0	31.9	1704	0.245
56	(1981)	46.3	39.0	14.7	1714	0.165
61	(1991)	45.4	40.9	13.7	1813	0.145
3	(2001)	42.4	43.4	14.2	1987	0.129
8	(1996)	41.6	46.0	12.4	2172	0.126
13	(2001)	41.8	47.7	10.5	2288	0.106
18	(2006)	39.8	50.4	9.8	2364	0.094
19	(2007)	35.0	11.7	53.3	2491	0.109

イ 業者収集ごみ

物理的組成の経年変化

単位: % (湿重量比)

組成区分 \ 年度		56	61	3	8	13	18	19
		(1981)	(1986)	(1991)	(1996)	(2001)	(2006)	(2007)
可燃物	紙・セロファン類	28.6	34.8	38.9	36.1	48.3	49.2	45.8
	木材・わら類	6.2	2.8	2.7	4.7	2.7	1.9	1.8
	繊維類	3.2	3.3	3.9	2.4	4.6	6.6	4.2
	ゴム・皮革	0.2	1.1	0.7	0.8	0.5	1	0.7
	プラスチック類	11.8	11.6	13.7	14.7	13.6	19.6	13.5
	厨芥類	36.4	31.9	24.6	33	23	11.9	22.5
	その他可燃物	6.3	8.5	7.3	3.4	3.6	5	5.2
	小計	92.7	94	91.8	95.1	96.3	95.2	93.7
不燃物	金属類	3.5	3.2	4.1	2.9	1.9	3.5	1.9
	土砂・陶磁器・灰	0.4	0.3	0.1	0.5	0.4	0.2	1.5
	ガラス類	3.4	2.5	3.8	1.5	1.4	1.1	2.9
	小計	7.3	6	8	4.9	3.7	4.8	6.3
合計		100.0	100.0	99.8	100.0	100.0	100.0	100.0

ウ 持込ごみ

物理的組成の経年変化

単位: % (湿重量比)

組成区分 \ 年度		61	3	8	13	18	19
		(1986)	(1991)	(1996)	(2001)	(2006)	(2007)
可燃物	紙・セロファン類	23.7	13.5	15.3	14.9	14.1	12.2
	木材・わら類	30.1	33.0	31.4	44.6	49.6	33.8
	繊維類	4.9	2.7	2.5	2.8	5.5	6.1
	プラスチック類	9.5	4.7	3.7	2.6	3.7	2.8
	厨芥類	4.7	7.4	10.4	1.0	0.4	0.5
	その他可燃物	1.4	1.8	0.7	12.5	0.0	17.2
	小計	74.3	63.1	64.0	78.4	73.3	72.6
不燃物	金属類	2.4	3.9	5.5	1.5	1.6	2.1
	土砂・がれき類	14.5	19.9	24.4	7.3	5.6	4.9
	ガラス・陶磁器類	2.6	3.9	1.7	4.0	2.9	1.9
	その他不燃物	6.2	9.2	4.4	8.8	16.6	18.5
	小計	25.7	36.9	36.0	21.6	26.7	27.4
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

2 処理計画

(1) 収集運搬、中間処理及び最終処分計画

種類	処理区分 処理主体等	収集・運搬		中間処理		最終処分	
		処理主体	量	処理方法・焼却・再資源化 処理方法・処理主体別の量	残渣量 処理方法	処理主体	埋立量
家庭系ごみ	家庭ごみ	市	225,000t/年	532,900 t/年		市	京都市埋立施設 (不燃物) 21,900 t/年 (焼却残渣) 75,100 t/年
	缶・びん・ペットボトル		14,100t/年				
	小型金属類・スプレー缶		480t/年	51,600 t/年	(破碎後) 50,300t/年 (鉄分回収) 1,300t/年		
	プラスチック製容器包装		10,700t/年	51,550 t/年			
	紙パック		100t/年	【内訳】 市 缶・びん・ペットボトル 12,300 t/年 小型金属類・スプレー缶 480 t/年 プラスチック製容器包装 9,100 t/年	残渣 8,800t/年		
	乾電池		80t/年	紙パック 100t/年			
	蛍光管		40t/年	乾電池 80t/年			
	廃食用油		150t/年	蛍光管 40t/年			
	大型ごみ		6,300t/年	廃食用油 150t/年			
	一時多量ごみ		3,200t/年	魚アラ 1,600t/年			
	街頭ごみ容器の ごみ		1,600t/年	許可業者等 剪定枝 6,600t/年 廃木材 7,200t/年 食品廃棄物 5,100t/年			
	不法投棄ごみ						
	事業者収集ごみ	許可業者	286,000t/年			大阪湾広域処理場 (焼却残渣等) 13,700 t/年	110,700t/年
事業系ごみ	持込ごみ	排出者	88,300t/年				
合 計			21,900t/年			合計	
			657,950t/年				

持込ごみには、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第22条に規定する産業廃棄物を含む。

(2) 分別・排出方法

市内の全世帯から排出されるごみを全量衛生的に処理することはもとより、環境保全や資源の有効活用の観点から、ごみの減量・再資源化の促進を図るため、缶・びん・ペットボトルやプラスチック製容器包装の分別収集を実施するほか、各種資源物の拠点回収を行っている。

			収 集 回 数	収 集 方 法
家 庭 系 ご み	家庭ごみ		週 2 回。ただし、精霊送りの 供物及び年末年始は、特別作 業の日程による。	有料指定袋による定点・片側・各 戸収集。ただし、精霊送りの供物 は、供物受納場所からの収集
	資源ごみ	缶・びん・ペッ トボトル	週 1 回。ただし、年末年始は 特別作業の日程による。	有料指定袋による定点収集
		小型金属類・ス プレー缶	月 1 回。ただし、年末年始は 特別作業の日程による。	透明袋による定点収集
		プラスチック製 容器包装	週 1 回。ただし、年末年始は 特別作業の日程による。	有料指定袋による定点収集
		紙パック	随 時	拠点回収
		乾電池	随 時	拠点回収
		廃食用油	随 時	拠点回収
		蛍光管	随 時	拠点回収
		大型ごみ		申込みによりそのつど
	一時多量ごみ		申込みによりそのつど	各戸収集
	街頭ごみ容器のごみ		随 時	街頭ごみ容器からの収集
	不法投棄ごみ		随 時	不法投棄箇所からの収集
	事業系 ごみ	業者収集ごみ		
持込ごみ				

※プラスチック製容器包装の分別収集は、平成 19 年 10 月から市内全世帯へ拡大

※スプレー缶の分別収集は、平成 19 年 10 月から実施

※蛍光管の拠点回収は平成 18 年 10 月から実施

3 収集運搬

(1) 市収集

ア 家庭ごみ

一般家庭を対象に、各行政区を担当する 11 箇所のまち美化事務所が所管区域を 2 方面に分割し、月木、火金の定曜日、週 2 回の収集を行っている。（平成 14 年 10 月までは月木、火金、水土の 3 方面に分割していた。）

収集日当日、朝 8 時までに決められたごみ集積場（定点）にごみを出す定点収集としており、主にパッカー車で収集し、市内 4 ヶ所のクリーンセンターに搬入している。パッカー車の進入が困難な地域では軽四輪車で収集し、パッカー車へ積み替えを行っている。また、一部の中高層団地においては、コンテナ収集を行っている。

平成 18 年 10 月から有料指定袋制を実施しており、黄色の家庭ごみ用指定袋に入れて排出いただいている。

イ 資源ごみ

a 缶・びん・ペットボトル

缶は平成 4 年 9 月から、びんは平成 8 年 10 月から市内全世帯で分別収集を実施している。更に、平成 9 年 10 月からはそれまでの缶・びんにペットボトルを加えた三種混合で、週 1 回の定曜日収集を行っている。パッカー車で収集し、市内 2 ヶ所の中間処理施設（南部資源リサイクルセンター、北部資源リサイクルセンター）に搬入している。

平成 18 年 10 月から有料指定袋制を実施しており、透明の資源ごみ用指定袋に入れて排出いただいている。

b プラスチック製容器包装

平成 11 年 10 月から、分別収集手法調査として左京区及び伏見区の合計 1,000 世帯を対象にプラスチック製容器包装の分別収集を行い、効率的な収集運搬のあり方や、効果的な市民啓発の手法などを検討してきた。分別収集の対象世帯をその後順次拡大し、平成 16 年 10 月からは市内の 1 割世帯（72,000 世帯）、平成 19 年 10 月からは市内全世帯を対象とし、週 1 回の分別収集を実施している。パッカー車で収集し、市内 2 ヶ所の中間処理施設（西部圧縮梱包施設、横大路学園）に搬入している。

平成 18 年 10 月からの有料指定袋制実施にあわせ、透明の資源ごみ用指定袋に入れて排出いただいている。

ウ 小型金属類・スプレー缶

平成 14 年 10 月から、市内全世帯を対象に、鍋、やかん、フライパン等、最長部分が概ね 30cm 以下の小型の金属類の分別収集を、軽四輪車で月 1 回実施している。平成 19 年 10 月からは、新たな収集品目として、適正処理が課題であったスプレー缶を小型金属類と一括して収集している。

中に見える透明な袋に入れ、「金属」と書いた紙を貼るか、袋に「金属」と書いて排出いただいている。

エ 大型ごみ

一般家庭から排出される不用となった家具、電化製品等の大型ごみについては、受益者負担という観点から、処理料金を徴収することが望ましいとして、平成9年10月から有料収集を実施している。電話申込みにより生活環境美化センターが収集を行っている。手数料の徴収は、市内約900箇所の取扱場所では手数料券（シール式）を販売する方式をとっており、品目ごとに400円から2,400円までの料金設定をしている。

なお、平成13年4月に家電リサイクル法が施行されたことに伴い、指定4品目（テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、エアコン）を、また、平成18年10月からは、資源有効利用促進法に基づき、パソコンを大型ごみの対象から除外している。

オ その他

a 死獣

犬、猫の死体は、電話申込みにより生活環境美化センターが専用車で回収している。手数料は1体につき4,600円であるが、飼い主が不明の犬、猫などについては、無料で収集している。

b 精霊送りの供物

お盆に精霊送りの供物を川へ流す風習が残っているが、環境衛生上好ましくないため、寺院、各種団体の協力を得て、市内約500箇所に供物受納場所を設け、特別収集を行っている。

c 街頭ごみ

ごみの散乱を防止するため、市内各所の繁華街、観光地等に設定している美化推進強化区域を中心に、約700基の街頭ごみ容器（普通ごみと缶・びん・ペットボトル）を設置し、定期的に回収を行っている。

d 不法投棄ごみ

不法投棄の常習地でのごみの散乱防止に努めるとともに、各まち美化事務所等により、市内各所で不法投棄されたごみの撤去を行っている。

カ ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）

家庭ごみ、資源ごみをごみ集積場（定点）まで排出することが困難な世帯を対象として、玄関先に出されたごみを直接収集する「ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）」を平成20年1月から実施している。ごみの排出がない場合、登録された連絡先への連絡や、希望される方にはインターホンによる声かけを行っている。

＜実績＞ 平成19年度末時点 : 515件

平成20年9月末時点 : 851件

キ 防鳥用ネット無償貸与

鳥類によるごみの散乱被害が著しい家庭ごみの収集場所を利用する者等に対して、定点周辺の衛生及び環境の保持を目的とし、防鳥用ネットを無償で貸与し、美化活動（排出拠点管理）支援を実施している。

平成19年10月からプラスチック製容器包装分別収集を市内全世帯に拡大したことに伴い、より広く市民が利用しやすくするため、「鳥類による散乱」だけでなく、「風雨等による散乱」を使用目的に加えている。

(2) 拠点回収

ア リユースびん(リターナブルびん)

環境負荷の小さい一升びん、ビールびん等洗って繰り返し使用する「リユースびん（リターナブルびん）」の再使用を促進するため、平成 16 年 6 月から、スーパーや販売店等の市民が身近に持参することができる拠点に回収ボックスを設置し、びんのリユースが促進される新たな回収制度を開始した。

平成 18 年度には、47 店舗に回収ボックスを設置し、平成 19 年度は市民サービスの向上とより多くの市民に資源排出の機会を確保するため、酒販店にも協力を得て、79 店舗に拠点数を拡大した。平成 19 年度の回収量は 74 t である。

イ 紙パック

平成 9 年 10 月から、小学校、市行政機関、商業施設等に回収ボックスを設置し、紙パックの拠点回収を実施している。

平成 20 年 3 月末現在の拠点数は 288 拠点、平成 19 年度の回収量は 110 t である。

ウ 乾電池

乾電池に含まれる水銀、亜鉛、マンガン等の金属類の再資源化と適正処理を推進するため、平成 5 年 12 月から、市役所本庁舎、区役所・支所・出張所・保健所、まち美化事務所、商業施設等に回収ボックスを設置して拠点回収を実施している。

平成 20 年 3 月末現在の拠点数は 82 拠点、平成 19 年度の回収量は 63 t である。

エ 蛍光管

平成 18 年 10 月の家庭ごみの有料指定袋制導入に伴い、市民のリサイクル機会の拡大を図るため、蛍光管の拠点回収を開始した。

回収協力店（電気店）を中心とした回収拠点において、買い換えの際に回収を行っている。また、11 箇所のまち美化事務所と区役所等 7 拠点においては、持込みに対する回収を行っている。

平成 20 年 3 月末現在の回収協力店数は 218 店舗、平成 19 年度の回収量は 30 t である。

オ 使用済みてんぷら油

家庭から排出される使用済みてんぷら油の回収を平成 9 年 8 月から開始し、回収を実施している団体や個人に対し回収専用のポリタンクやのぼりを貸与し支援を行っている。また、平成 19 年度から回収実施団体等へ拠点数に応じた定額制の助成金制度を導入している。

平成 20 年 3 月末現在の回収拠点は市内 1,202 拠点（186 学区）、回収量は約 16 万リットル（平成 19 年度実績）である。

【参考】

ア 業者収集ごみ

飲食店や商店などの事業者から、事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物は、市から許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者が収集し、市の処理施設に搬入を行っている。

イ 持込ごみ

市内の家庭や事業所から発生する一般廃棄物については、持込ごみとして、排出者自らが市の処理施設に搬入することもできる。平成 17 年 7 月から持込ごみの手数料を改定し、事業者に適正な処理費用の負担を求めている。

4 処理・再資源化

(1) 焼却

ア ごみの焼却

本市では、南部クリーンセンター第一工場、東北部クリーンセンター、北部クリーンセンター、東部クリーンセンターの4工場体制により、衛生的処理及び減量化を目的として、焼却処理を行っている、

平成18年10月、耐用年限を迎えた南部クリーンセンター第二工場を廃止し、平成19年1月から新たに北部クリーンセンターが稼働している。

【クリーンセンター別焼却量】

(単位：t)

年 度	南部クリーン センター第一工場	南部クリーン センター第二工場	東北部クリーン センター	北部クリーン センター	東部クリーン センター	合 計
17	179,445	107,938	205,404	—	148,036	640,823
18	185,296	39,367	198,393	54,794	142,157	620,007
19	169,222	—	174,334	102,659	122,013	568,228

イ 公害防止

各クリーンセンターにおいて、ろ過式集じん機（バグフィルター）や触媒脱硝装置等の高度排ガス処理設備、また排水処理設備により、焼却に伴う公害を防止するため細心の注意を払っている。さらに、工場建物自体のデザインを地域の景観と調査するよう創意工夫し、敷地内には植樹などを施して緑化に努めている。

ウ 余熱利用・発電

クリーンセンターから発生する焼却余熱は、余熱利用施設へ供給するとともに、発電に活用している。発電した電力は所内で有効活用するほか、隣接する施設に供給を行い、さらに余剰の電力は電力会社に売却している。平成19年度の売電収入は約5.5億円であり、運転経費の削減と熱エネルギーの有効活用を図っている。

また、北部クリーンセンターでは、太陽光発電も行っている。

【発電実績】

	総発電量 (kWh)	売電量 (kWh)	売電収入 (円)
平成17年度	196,533,360	62,974,168	480,940,946
平成18年度	212,872,335	76,522,125	550,215,216
平成19年度	213,577,853	74,343,372	548,342,813

(2) 破碎

収集された大型ごみ等は、南部クリーンセンター、東北部クリーンセンター、東部クリーンセンターの破碎施設で破碎後、資源化可能な鉄分を回収し、可燃物は焼却処分し、不燃物は埋立処分している。

(3) 埋立

不燃物やごみの焼却により生じた灰については、東部山間埋立処分地（エコランド音羽の杜）及び大阪湾広域処理場で埋立処分している。また、東部山間埋立処分地（エコランド音羽の杜）では、持込ごみとして市民や事業者から排出されるがれき類等の不燃物の受け入れも行っている。

なお、埋立処分に伴う浸出水については、排水処理設備を設置し、浸出水の浄化に万全を期している。

【埋立量実績】

（単位：t）

	東部山間埋立処分地		大阪湾広域処理場
	不燃ごみ	焼却残灰	焼却残灰
平成 17 年度	23, 530	85, 080	14, 236
平成 18 年度	19, 924	80, 255	13, 902
平成 19 年度	19, 600	69, 036	12, 349

(4) 再資源化

ア 缶・びん・ペットボトル

市内全世帯から収集された缶・びん・ペットボトルについては、南部資源リサイクルセンター、北部資源リサイクルセンターにおいて、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他色ガラス、ペットボトルの選別を行い、ペットボトル、その他色ガラスについては、財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じて再資源化事業者へ、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びんについては、再資源化事業者へ直接売却している。その後、再資源化事業者により、各種製品にリサイクルされている。

イ プラスチック製容器包装

市内全世帯から収集されたプラスチック製容器包装については、西部圧縮梱包施設、横大路学園において、選別・圧縮梱包等の中間処理を行い、財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じて再商品化事業者へ引き渡している。その後、再商品化事業者により、各種製品にリサイクルされている。

ウ その他

a 魚アラ

焼却に適さず、適正処理が困難な魚のアラについては、再資源化ルートの確保と公害防止を図るため、行政関与による魚粉へのリサイクルを行っている。

平成 7 年に経営が破綻した市内唯一の化製場を本市が買収し、本市の積極的な関与により発足した任意団体である「京都魚アラリサイクル推進協議会」が化製場の運営を行っていたが、施設の老朽化に伴い、抜本的な改善が必要となったため、平成 19 年度に建替え整備を行い、平成 20 年 4 月から、本市直営の一般廃棄物処理施設として「京都市魚アラリサイクルセンター」が稼働している。

b 使用済みてんぷら油

使用済みてんぷら油をバイオディーゼル燃料に転換し、ごみ収集車や市バスの燃料として利用する取組を平成 9 年度から実施している。バイオディーゼル燃料は、大気汚染の原因となる二酸化炭素や黒煙を出さず、原料がバイオマスである使用済みてんぷら油であることから、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素を増加させないというメリットがある。

平成 16 年 6 月からは、日量 5,000 リットルの製造能力を有する本市直営の「京都市廃食用油燃料化施設」が稼動しており、年間 150 万リットルのバイオディーゼル燃料を製造している。現在、ごみ収集車 170 台、市バス 95 台の燃料として活用し、年間 4,000 トンの CO2 削減に寄与している。

【製造量実績】

(単位：リットル)

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
1,357,000	1,651,000	1,620,000	1,515,000

(5) 市が処理する産業廃棄物

本市では、衛生保持の観点から、相当以前から事業活動に伴って排出されるごみの受入を行っており、昭和 45 年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の制定により、廃棄物の区分が明確化されたことを受け、木くず、がれき類等、一般廃棄物と併せて処分する産業廃棄物を昭和 47 年に告示し、本市の一般廃棄物処理施設でその処分を引き受けている。

5 手数料等

(1) 一般廃棄物処理手数料

区 分			単 位	手数料 (円)
本市が定期的に収集する一般廃棄物	特定資源ごみ 【資源ごみ (缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装)】		指定袋の容量10 リットル	5
			20 リットル	10
			30 リットル	15
			45 リットル	22
	特定資源ごみ以外の一般廃棄物 【家庭ごみ】		5 リットル	5
			10 リットル	10
			20 リットル	20
			30 リットル	30
			45 リットル	45
	本市が収集する粗大ごみ【大型ごみ】			3,200 円以内において別に定める額
犬、猫等の死体【死獣】			1 体	4,600
その他の一般廃棄物	占有者等が収集、運搬及び処分を委託する場合		100 リットルまでごと	800
	一般廃棄物収集運搬業者が市の施設に搬入し、処分を委託する場合 【業者収集ごみ】		100kg までごと	1,000
	占有者等が市の施設に搬入し、処分を委託する場合 【特込ごみ】	埋立処分を行う施設に搬入するとき	1 回の搬入量が600kg 以下のとき	100kg までごとに1,200 円
			1 回の搬入量が600kg を超え2 t 以下のとき	7,200 円に600kg を超える部分が100kg に達するまでごとに1,600 円を加えた額
			1 回の搬入量が2 t を超えるとき	29,600 円に2 t を超える部分が100kg に達するまでごとに2,000 円を加えた額
	その他		1 回の搬入量が300kg 以下のとき	100kg までごとに1,000 円
			1 回の搬入量が300kg を超え1 t 以下のとき	3,000 円に300kg を超える部分が100kg に達するまでごとに1,400 円を加えた額
			1 回の搬入量が1 t を超えるとき	12,800 円に1 t を超える部分が100kg に達するまでごとに1,800 円を加えた額

注：業者収集ごみ手数料（許可業者搬入手数料）について、「100kg までごとに500 円」とする減額措置を行っていたが、平成18 年4 月から減額措置を廃止し、適正な処理費用の負担を求めている。激変緩和のための据え置き期間2 年間を経て、平成20 年4 月から段階的に引き上げを行っている。

年 度	単 位	手数料 (円)
平成18 年度	100kg までごと	500
平成19 年度		500
平成20 年度		650
平成21 年度		650
平成22 年度		650
平成23 年度		800
平成24 年度		800
平成25 年度		800
平成26 年度		1,000

(2) 産業廃棄物処分費用

本市では、中小企業者を対象として、一般廃棄物と併せて処分する産業廃棄物を昭和 47 年に告示し、本市の一般廃棄物処理施設でその処分を引き受けている。手数料は次のとおりである。

区 分		費 用
埋立処分を行う施設に搬入するとき	1 回の搬入量が 600kg 以下のとき	100kg までごとに 1,200 円
	1 回の搬入量が 600kg を超え 2 t 以下のとき	7,200 円に 600kg を超える部分が 100kg に達するまでごとに 1,600 円を加えた額
	1 回の搬入量が 2 t を超えるとき	29,600 円に 2 t を超える部分が 100kg に達するまでごとに 2,000 円を加えた額
その他	1 回の搬入量が 300kg 以下のとき	100kg までごとに 1,000 円
	1 回の搬入量が 300kg を超え 1 t 以下のとき	3,000 円に 300kg を超える部分が 100kg に達するまでごとに 1,400 円を加えた額
	1 回の搬入量が 1 t を超えるとき	12,800 円に 1 t を超える部分が 100kg に達するまでごとに 1,800 円を加えた額

6 施設整備

(1) 焼却灰溶融施設整備

各クリーンセンターから排出される焼却灰を高温で溶かし、その溶融灰を冷却固化させることにより、焼却灰を減容化・安定化させる施設を建設している。

平成 20 年度は、19 年度に引き続き、プラント設備工事及び建築工事、建築設備工事を実施している。

＜場 所＞ 東部山間埋立処分地内

＜処理能力＞ 330 t / 日

(2) 南部クリーンセンター第二工場建て替え整備

平成 18 年度に耐用年限を迎えて稼働を休止した南部クリーンセンター第二工場を現地で建て替え整備する。

既存の施設を解体・撤去した後に、焼却施設、粗大ごみを破碎・選別処理する選別資源化施設、ごみに含まれる厨芥類等からメタンを主成分とするバイオガスを回収するバイオガス化施設を複合化した施設を建設する。

平成 20 年度は、環境影響評価手続きを完了させ、建設工事発注仕様書の作成等を実施している。

＜場 所＞ 伏見区横大路八反田 29 番地

＜処理能力＞ 焼却施設 500 t / 日

選別資源化施設 180 t / 日

バイオガス化施設 60 t / 日